京都府教育委員会

令和４年度京都府教育委員会免許状更新講習実施要項

１　趣旨

京都府教育委員会は、京都府における喫緊の教育課題に対応できる力を身に付け、教員として必要な資質能力を保持することを目的として、文部科学大臣の認定を受けた京都府総合教育センターが主催する研修講座を免許状更新講習として実施する。

２　受講対象者

普通免許状又は特別免許状を有しており、令和４年５月１日現在で次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 京都府内（京都市立の学校を除く。）の公立幼稚園・幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手等
※非常勤講師及び長期研修生を除く。

(2) 有効期間の満了日又は修了確認期限が、令和５年３月31日又は令和６年３月31日である者又は有効期間の延長又は修了確認期限の延期申請をしており、延長及び延期後の受講期間が令和４年度に京都府総合教育センターで開催する該当研修講座の日程に該当する者

※有効期間の満了日又は修了確認期限、教員免許更新制全般については以下の京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係ホームページで確認すること。

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?page_id=144&_layoutmode=on

３　免許状更新講習対象の講座

(1) 対象講座一覧（内容詳細等は「令和４年度免許状更新講習対象講座の概要」参照）

ア 中堅教諭等資質向上研修受講者の対象講座（２講座中１講座又は２講座受講可能）

No	講座名
981	中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ【免許】
982	中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅲ【免許】

イ 中堅教諭等資質向上研修受講者以外の方の対象講座（７講座中１講座受講可能）

No	講座名
983	育ちと学びをつなぐ幼児教育＆生活科講座Ⅱ【免許】
984	人権教育講座Ⅰ～外国にルーツをもつ子どもへの支援～【免許】
985	情報教育講座【免許】
986	教育相談＜初級＞講座～児童生徒理解と関わり～【免許】
987	特別支援教育「アセスメントを支援に生かす」講座（コーディネータースキルアップ講座）【免許】
988	学びづくりのカリキュラム・マネジメント講座【免許】
989	子どもの貧困と学習支援講座【免許】

(2) 免許状更新講習対象講座として、１つの講座のみ受講することができる。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者についてはNo.981、No.982の両方を免許状更新講習対象講座として受講することができる。

(3) 受講料は徴収しない。旅費は受講者負担とする。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者でNo.981、No.982を免許状更新講習として受講する場合は出張として扱う。

４　受講申込手続き

(1) 受講申込**＜申込期間：令和４年４月４日（月）～令和４年４月20日（水）＞**

受講対象者から希望があった場合、管理職は受講管理システムで申込を行う。

(2) 申込受付完了の通知

申込受付完了後、京都府総合教育センターは免許状更新講習対象講座の受講番号通知書を学校に送付する。

(3) 書類の提出**＜提出締切：令和４年６月17日（金）必着＞**

受講者は以下の書類一式に必要事項を記入し、京都府総合教育センター企画研究部に提出する。

提出の際は角形２号封筒を使用し、表に「受講番号・免許状更新講習受講申込書在中」と朱書きする。

【書類一式】

免許状更新講習受講申込書、受講者事前アンケート、履修証明書返信用封筒（84円切手貼付）

※各種様式等については京都府総合教育センターホームページ（ＩＴＥＣ）に掲載する。

５　受講について

(1) 受講者は受講番号通知書を持参し、受付で提示すること。

(2) 免許状更新講習の実施時間は10時から17時とし、９時45分に出欠等の確認を行う。

(3) 免許状更新講習の履修認定のため、講習終了後16時40分から17時まで筆記試験を行う。

(4) 欠席した場合は、受講講座変更等の措置はできない。

(5) 遅刻した場合は、いかなる理由であっても免許状更新講習対象講座として受講することができない。

６　認定について

合格の場合は「免許状更新講習履修証明書」を、不合格の場合はその旨を文書にて送付する。なお、各免許状更新講習対象講座終了の２箇月後を目処とする。

７　その他

(1) 災害等の理由により免許状更新講習が中止となった場合は、日を振り替えての講習は実施しない。

(2) 免許状更新講習に関する受講者の個人情報については、本講習に関する業務以外には使用しない。

(3) 服務については大学等が開設する免許状更新講習を受講する場合と同様、職務専念義務の免除としても差し支えない。ただし、中堅教諭等資質向上研修の受講者でNo.981、No.982を免許状更新講習として受講する場合は出張とする。

(4) 教員免許更新制については教員免許更新制マニュアル（京都府教育庁指導部学校教育課　平成21年３月）を確認すること。詳細については京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係（075-414-5836）まで問い合わせること。

(5) 講座実施日までに、教員免許更新制が廃止された場合は、対象の９講座については、免許状更新講習としては実施しない。ただし一般講座としては実施するので、中堅教諭等資質向上研修受講者以外の方については「免許状更新講習受講申込書【様式２】」に、一般講座として受講を「する」「しない」を必ず選択すること。

「する」を選択した場合は、一般講座として新たに申込む必要はない。また、一般講座として実施する場合、実施日に変更はない。

※中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ・Ⅲ（No.981、No.982）は、一般講座として実施する場合、開始時刻を13時からに変更する。